

# Topics

## 経済トピックス

### PFI - 日本への導入に向けて

研究員

岸 道 雄



イギリスのPFI (Private Finance Initiative) をモデルとし、社会資本整備に民間活力を積極的に利用しようとする動きが高まっている。昨年11月に政府の緊急経済対策の中で、中部新国際空港や情報通信ネットワークの整備にPFIを活用する旨が盛り込まれた。また、今年2月には自民党が資金の無利子貸し付け等を含むPFI促進を目的とする法案要綱をまとめるなど、PFIの日本への導入がいよいよスタートするようにみえる。

#### PFIとは？

PFIは、1992年にイギリスで正式に開始された公共サービス提供に積極的に民間の専門的知識・技術を取り入れようとする政策プログラムである。基本的には、橋、道路等の社会資本施設の設計、建築、資金調達、運営を民間に任せ、政府は可能な限り、提供されるサービス内容の計画立案に特化するというものである。PFIには大きく分けて、(1)民間企業が有料橋を作り利用者からのサービス・チャージによってコストを回収し、原則として公共部門の資金を使わないといった「財源自立プロジェクト」型、(2)公共部門が民間のプロジェクト会社にサービス購入費として毎年一定の支払いをし、民間企業はそれによって建設・運営コスト、利益を賄う「公共部門へのサービス提供」型、(3)そして官民共に投資はするものの、事業運営責任は民間が持つ「ジョイント・ベンチャー」型の3種類がある。

#### PFIの目的と鍵となる要素

そもそもPFIがイギリスで導入された背景には財政赤字の削減がある。また、80年代に政府業務の民間への委託(コントラクト・アウト)を進展させ、その効率化の有効性が確認されたことを踏まえ、常に予算超過、期限超過で非効率であった資本支出にも応用するという背景もあった。したがって、PFIにおいてまず何よりも重要なのは、あるプロジェクトをPFIで行う際にそれが、Value For Money (VFM)を達成できるかどうかということである。VFMは、国民の税金に対して最も価値のあるサービスを提供するという考え方で、税を使って何か建設や整備・運営する時には、少しでも効率的に行おうということである。つまりVFMを得るために、政府自らが施設を建設し、運営するよりも、できるだけその分野を得意とする民間に任せようとい

うことになるのである。その際に、実施する民間にとっては新たなビジネス・チャンスを得るというメリットがあり、公共部門は VFM に加えて、これまで単年度に一度に必要とされていた資本支出を多年度（例えば30年間）にわたる支払いへと転換できるメリットがある。民間にとって新たなビジネス・チャンスを得るということは、事業に関わるリスクもできるだけ民間が負わなければならないことを意味する。しかし、純粋な民間事業ではなく、公共サービスの提供ということだけに、官民が負うリスク配分の最適化が重要となる。

### 日本への導入に向けての課題

さて、このような PFI を日本に導入するためには、以下の点の整備が必要であろう。

まず、官民ともなぜ PFI なのか、という点の理解である。VFM を得るために PFI を利用するのであって、民間に任せつつも、公共部門が過度に税制等の優遇措置をとり、公共部門の負担が従来型の方法よりもむしろ大きくなったとしたらそれは本末転倒である。この点、まず、政府部内に PFI を推進するための専門家からなる特別組織を設立し、官民責任分担の明確化、リスク評価と民間へのリスク移転等について、各省庁担当者へ教育プログラムを実施することを始めとし、幅広くガイダンス、アドバイスを常に行える体制を整えることが肝要であろう。

次に、法整備の問題である。日本の現行法は社会資本整備・運営等の実施主体を公的主体に限定しているケースが多く、民間の自由な参入・活動ができるような法的な環境整備を行わない限り、PFI の本格的な導入は無理である。

更に、日本の財政単年度主義との整合性がある。日本の中央政府の予算制度は単年度主義のため、PFI 的支払いは将来の国庫債務負担行為ということになる。現行の制度では、20年、30年といった長期の支払いを想定しておらず、また、現行では国庫債務負担行為の予算は一括して初年度に計上しなければならない。この点の要件緩和が是非とも必要となってくる。

また特に重要なのが、PFI の入札手続きの透明性確保・情報公開である。PFI の VFM の源泉の一つは、民間企業間の競争である。談合、官民の癒着を排除し、競争を確保するためには、選定基準の明確化、選定理由等を公表し、入札制度全体を透明なものにしなければならないことは言うまでもない。

PFI の基本的発想は、行政サービスのアウトソーシングと言える。PFI の推進により近い将来、公共部門から民間への職員移転の問題は避けては通れないであろう。イギリスでは、政府のアウトソーシングに伴って公務員が民間へ移転する場合の待遇条件を規定している TUPE (Transfer of Undertakings Protection Employees) と呼ばれる法律がある。日本も同様の法整備が早晚求められることになるだろう。